

令和5年度 地域共生社会と包括的支援体制に関する研修会

令和6年2月28日(水)

地域住民の相談に携わる相談員と

地域共生社会

～「地域共生社会」、そのきっかけになった

生活困窮者自立支援法に込めた思い～

社会福祉法人雄勝なごみ会

理事長 佐藤 博

「人を人が支援する。」という地域共生社会に寄与する相談体制

お集まりの皆様の業務内容は

1. 保護司（法務大臣委嘱）

保護司法に基づいて、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

主な活動のとして

- ①犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動
（保護観察と矯正施設収容中の者の生活環境の調整）
- ②地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動（犯罪予防活動）

2. 人権擁護委員（法務大臣委嘱）

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護する活動をしている民間の方々です。（諸外国に例を見ない制度）

3. 行政相談委員（総務大臣委嘱）

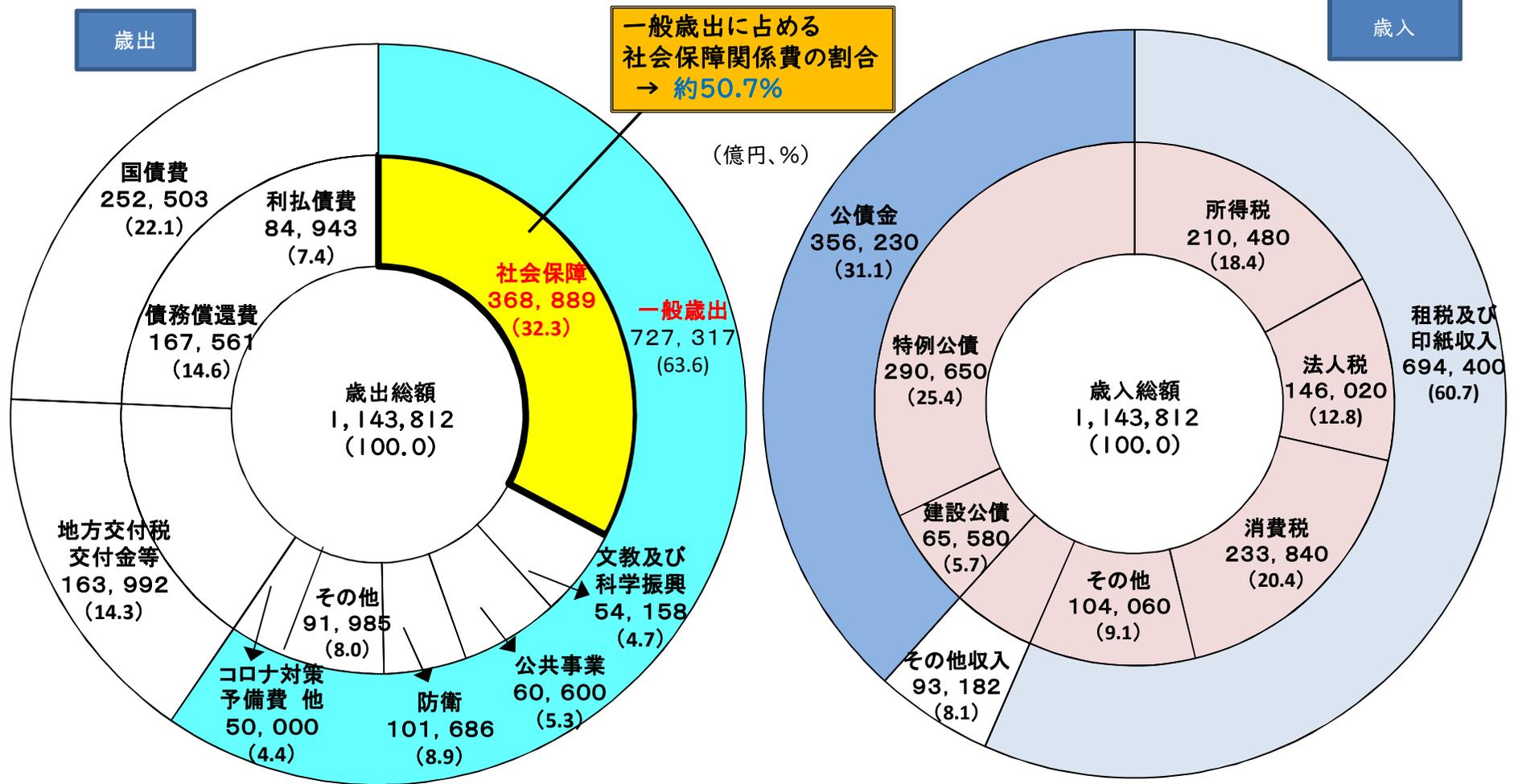
行政相談委員法に基づいて、無報酬で住民の皆様から国及び自治体等の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行う、地域における信望の厚い民間有識者の方々です。

参考に、是非お話ししておきたいこと

わたしたちの日本の現状

令和5年度 国の一般会計(当初予算)と社会保障関係費

国の一般歳出の約50.7%は社会保障関係費（一般歳出に占める社会保障関係費が急増）



国家予算 (こんな状況、どう思いますか)

社会保障費給付費(134兆3,000億円)2023予算ベース

歳入 (114兆3,812億円)	
租税及び印紙収入 (53.9%)	所得税 21兆480億円 (18.4%)
	法人税 14兆6,020億円 (12.8%)
	消費税 23兆3,840億円 (20.4%)
	その他の税 10兆4,060億円 (9.1%)
その他収入 9兆3,182億円 (8.1%)	
公債金	公債金 35兆6,230億円 (31.1%)

歳出 (114兆3,812億円)	
一般歳出 (62.8%)	社会保障費 36兆8,889億円 (32.3%)
	公共事業費 6兆600億円 (5.3%)
	文教・科学振興費 5兆4,158億円 (4.7%)
	防衛費 10兆1,686億円 (8.9%)
	その他 9兆1,985億円 (8.0%)
	コロナ対策費 他 5兆0,000億円 (4.4%)
地方交付税・交付金等 16兆3,992億円 (14.3%)	
国債費 25兆2,503億円 (22.1%)	

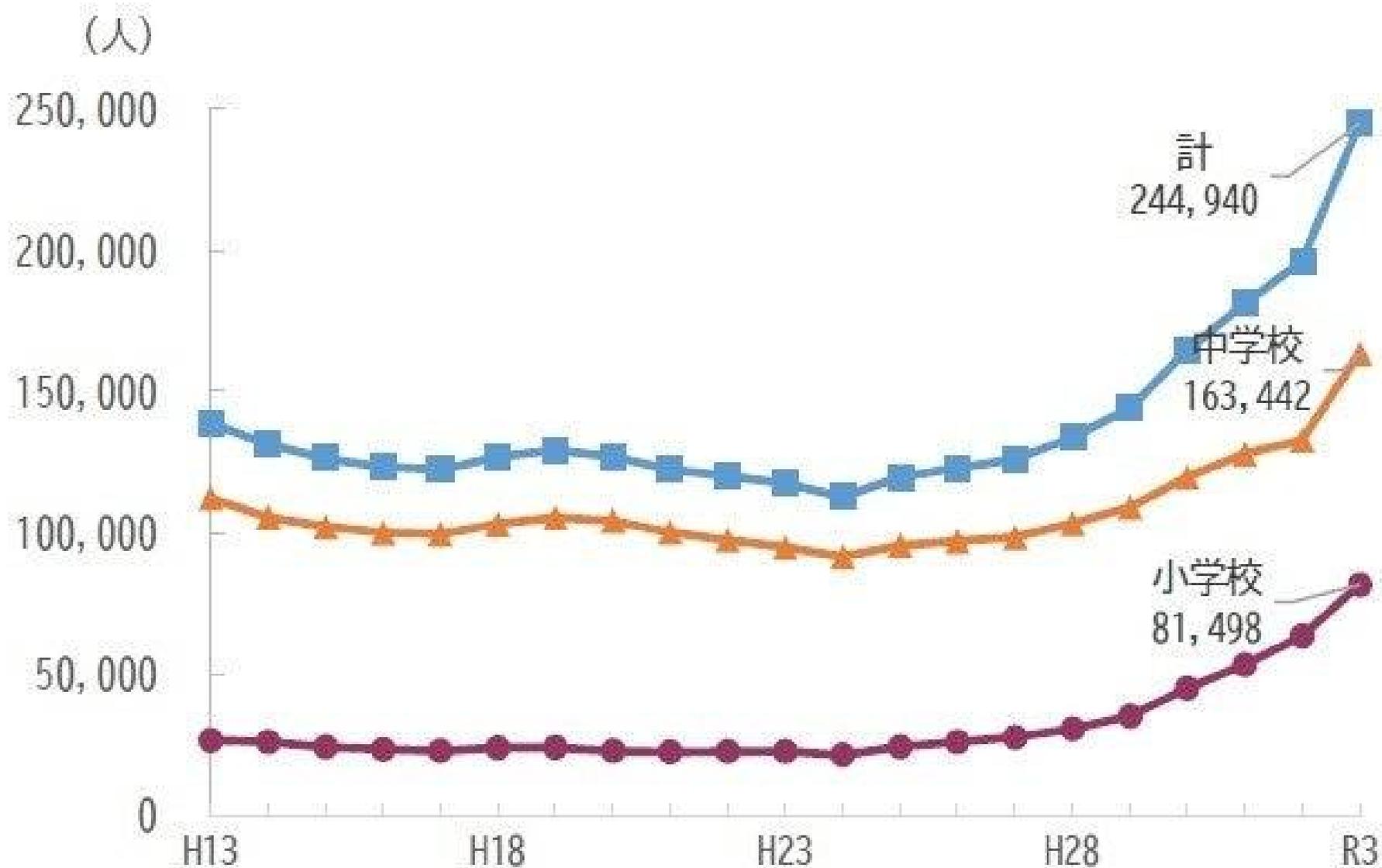
一般会計(114兆円)を上回る。
将来、維持可能でしょうか？
【2040年は190兆円と推計】

一般歳出の
50.7%

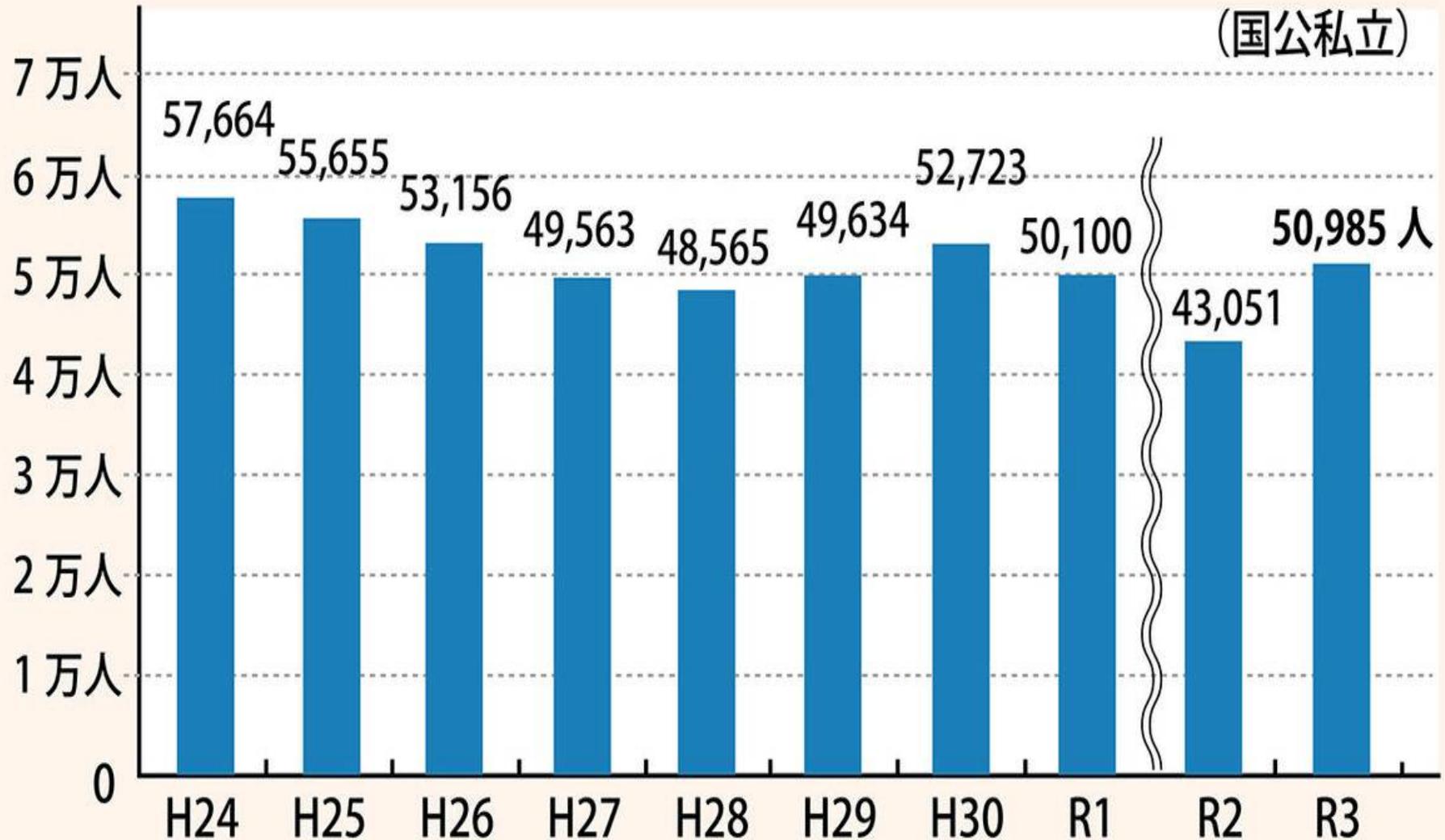
【拠出型・保険型給付】
医療保険給付費
年金給付費
介護保険給付費

【税金型給付】
障害者自立支援給付費
こども手当
児童扶養手当
特別児童扶養手当
特別障害者手当
生活保護費

不登校児童生徒数の推移



高等学校におけるの不登校生徒数の推移グラフ

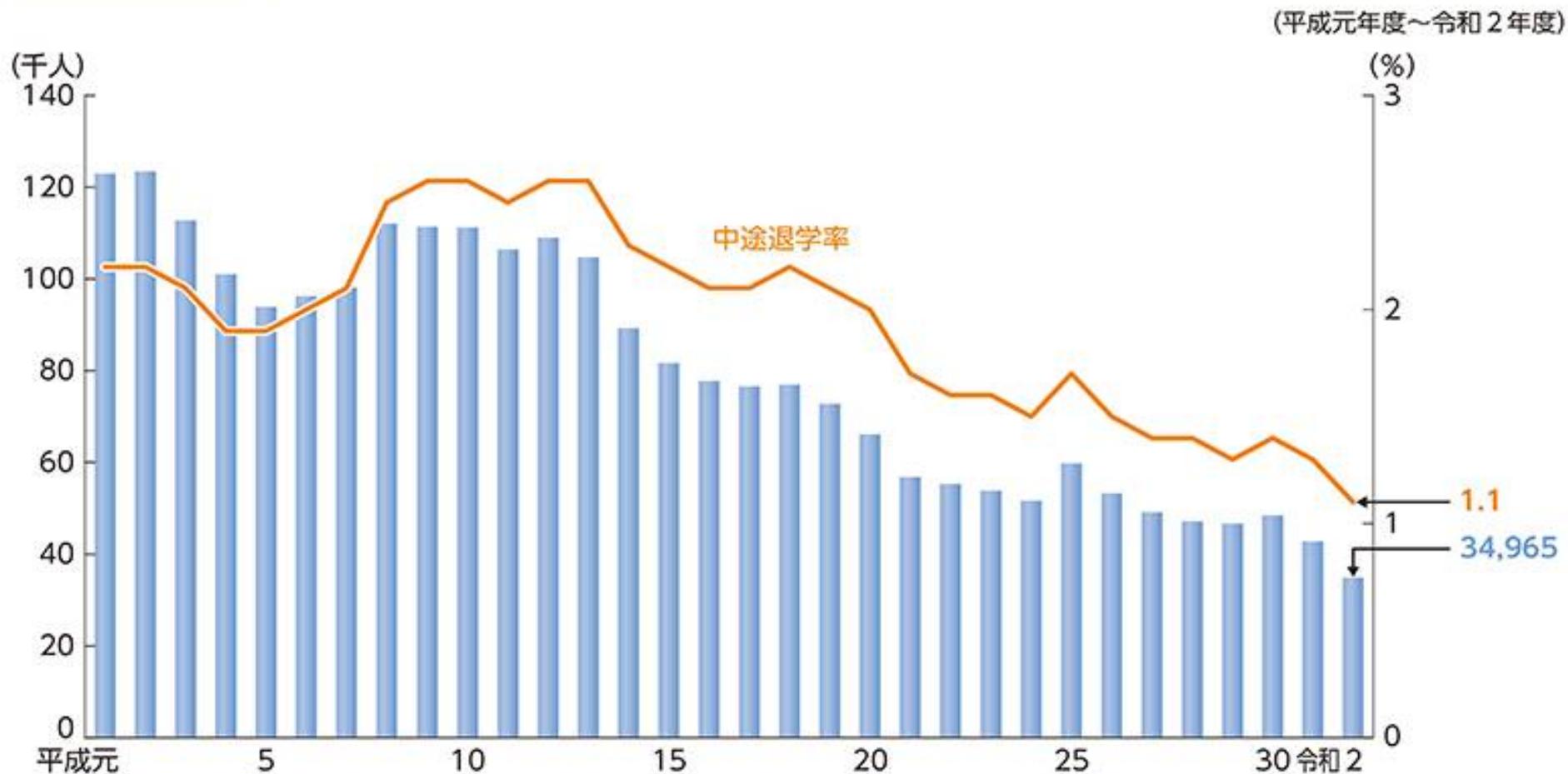


高等学校の中途退学の推移

高等学校における平成25年度の中途退学者数は約6万人、中途退学率は1.7%であったが、以降減少傾向となっている。

8-2-7 図

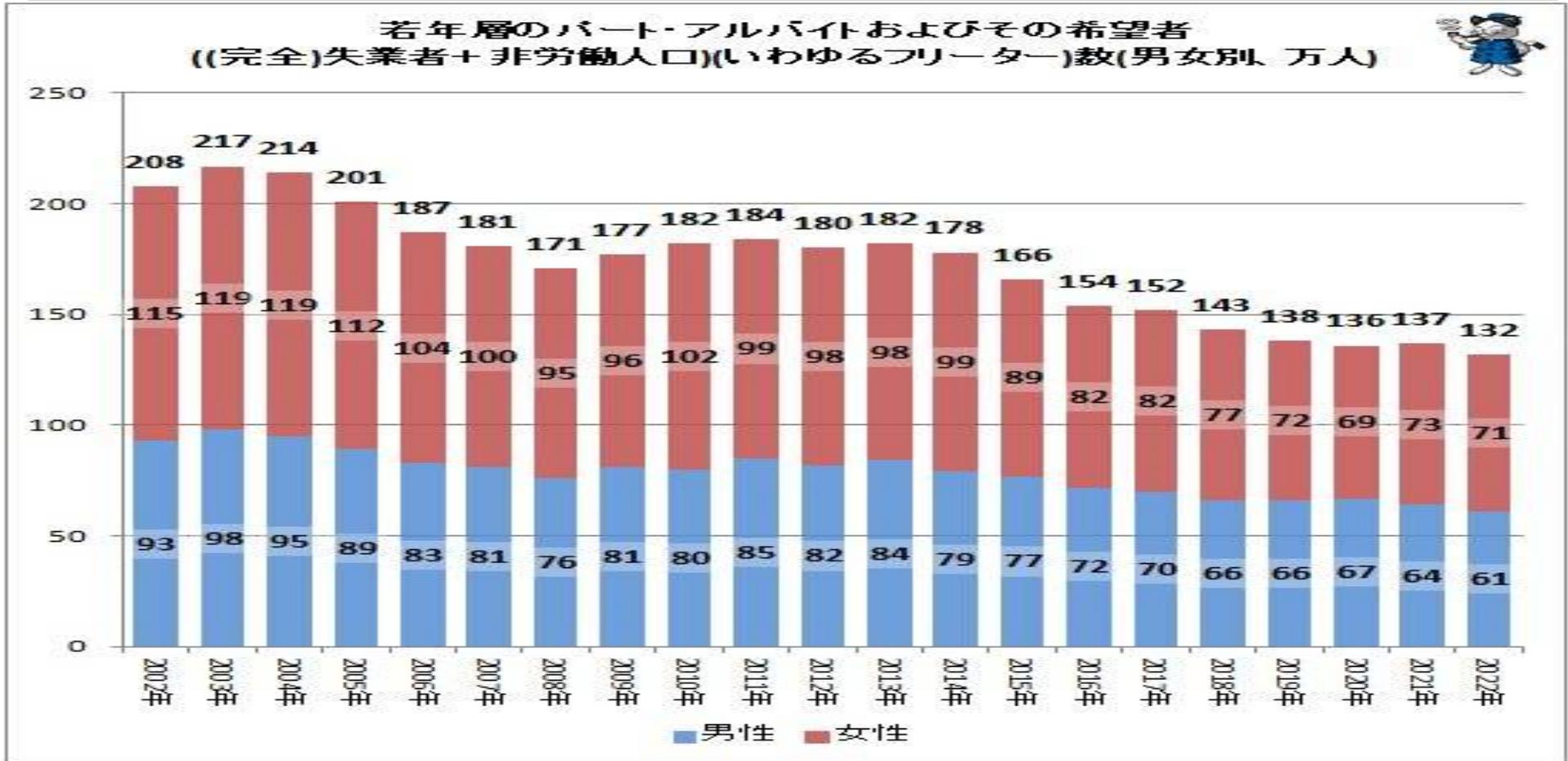
高等学校 中途退学者数及び中途退学率の推移



- 注 1 文部科学省初等中等教育局の資料による。
2 「高等学校」は、中等教育学校後期課程を含む。
3 「中途退学率」は、在籍者数に占める中途退学者数の比率である。
4 公私立高等学校のほか、平成17年度からは国立高等学校、25年度からは高等学校通信制課程を計上している。

フリーターの推移

フリーター数は217万人平成15年(2003年)をピークに5年連続で減少した後、平成21年以降、180万人前後で推移。平成23年(2011年)以降再び減少に転じ、令和4年(2022年)では132万人まで減少してきている。



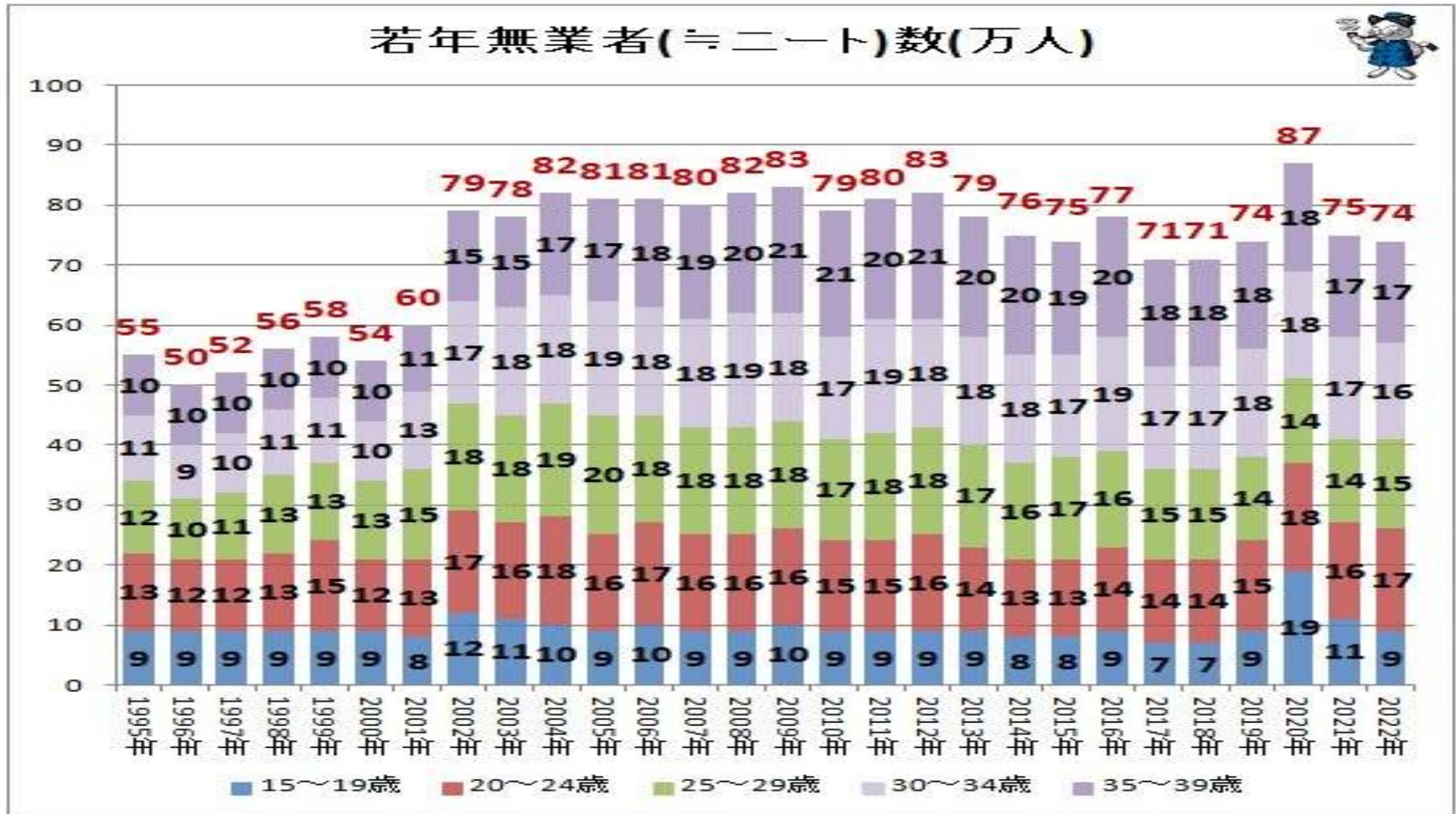
資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注) フリーターの定義は、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計。

- 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

若年無業者（ニート）の推移

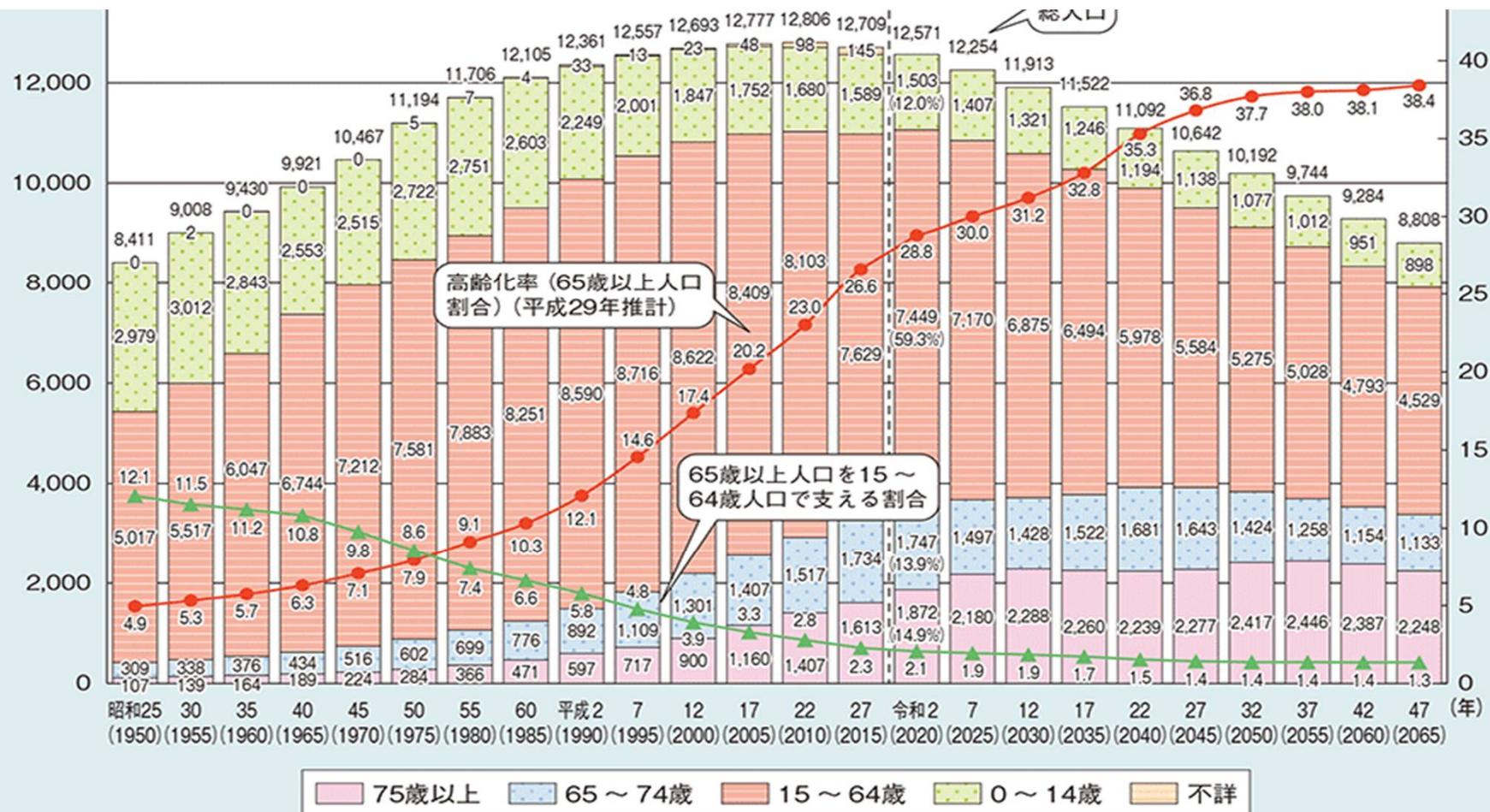
ニート数は、平成14年以降、約75万人台前後という状況で推移。



資料出所：総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注) 「ニート」の定義は、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

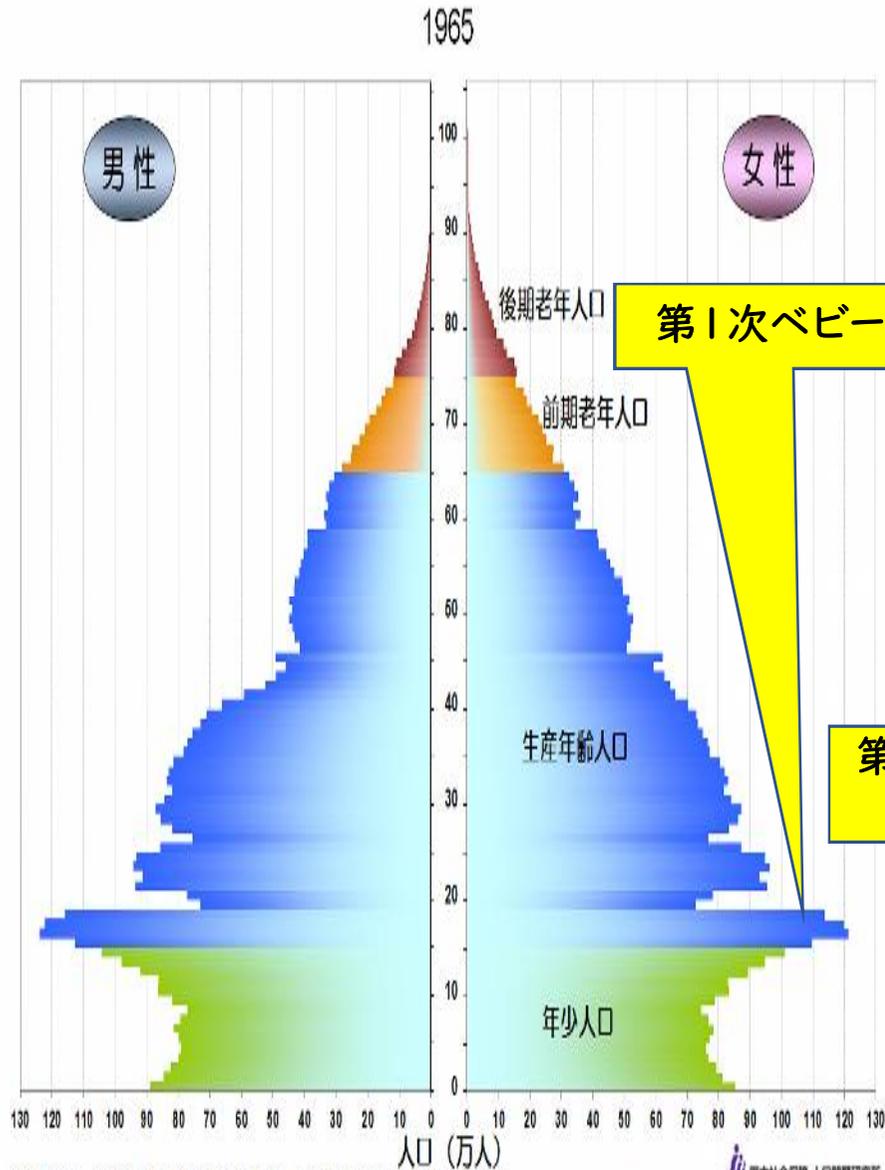
高齢化の現状と将来像



昭和40年(1965年)
国民皆保険制度誕生から4年後

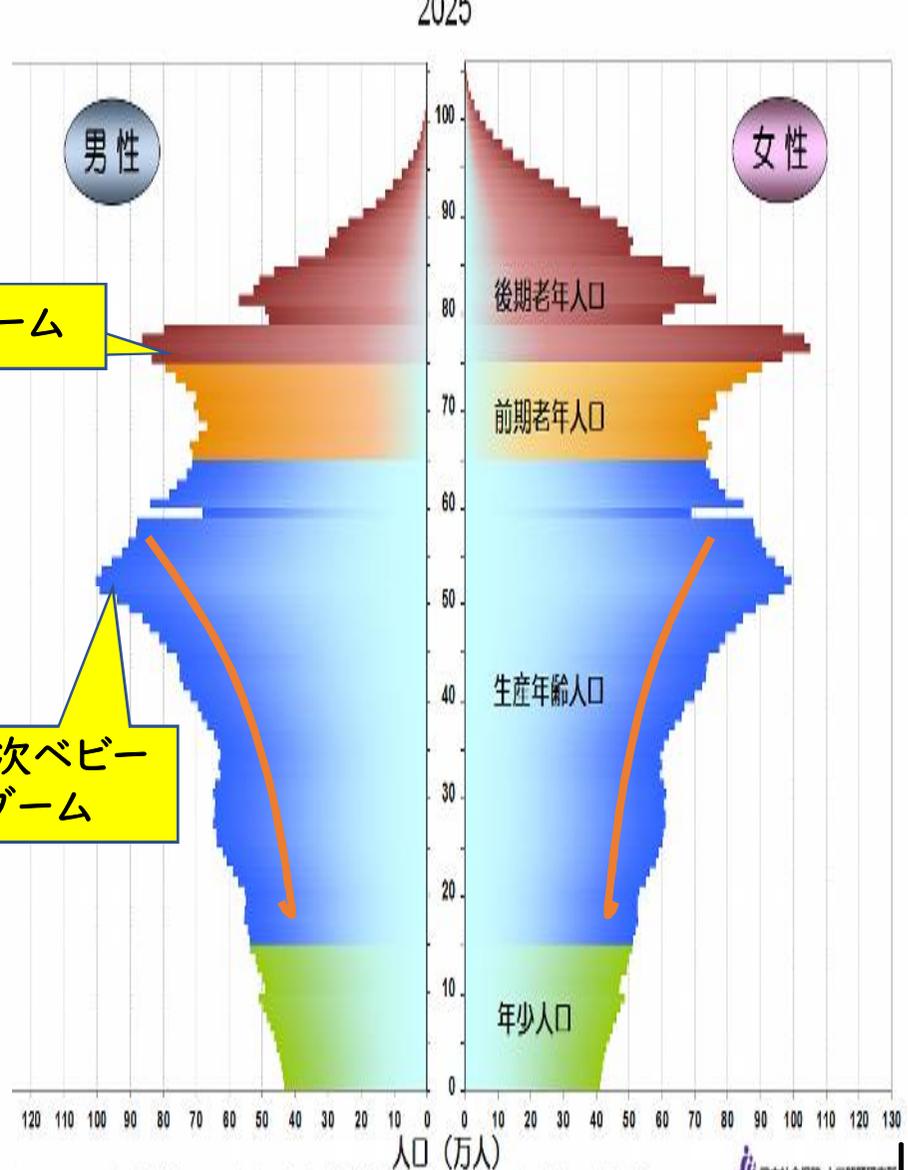
60年後

令和7年(2025年)
国民皆保険制度誕生から4年後



資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」。

国立社会保険・人口問題研究所



資料：1965～2015年：国勢調査、2020年以降：「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位/死亡中位推計)。

国立社会保険・人口問題研究所

福祉サービスの現状と将来

本来、地方公共団体（湯沢市）の責務で行うべき介護保険事業や障害福祉サービス事業、児童福祉サービス事業は、そのほとんどを社会福祉法人が行っている。

湯沢市の人口は、急速に減少しており、少子化が進み、高齢者が急増している。つまり、湯沢市の**生産年齢人口が急激に減少**している現状にある。

【人口】2023年（令和5年）12月31日：40,531人 → 2050年：19,552人）《社人研推計》

【生産年齢人口】2020年（令和2年）21,533人 → 2050年：6,946人）《社人研推計》

2022（令和4）年度の出生者数は126人。2023（令和5）年度出生予定数は101人（1・2年後保育所は1ヶ所、5・6年後小学校も1ヶ所で十分になるのか。）

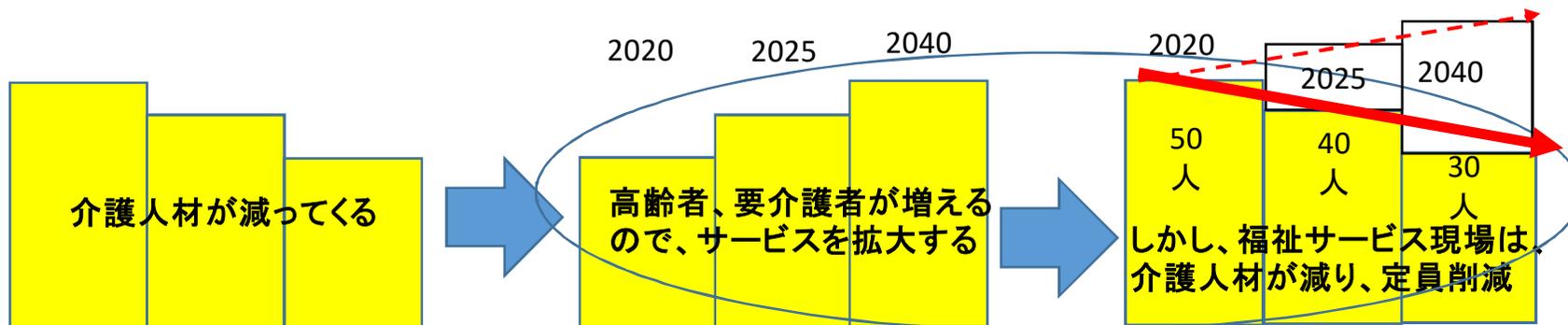
社会福祉法人は、介護人材不足と事業存続という現実に向き合い、市の介護保険事業計画、障害福祉計画、次世代育成行動計画などの行政計画を維持するために懸命に努力していますが、計画どおりにはいかない模様です。

自治体は、**社会福祉法人がやるのが当たり前とするのではなく、社会福祉事業の実施主体及び保険者（責務）は市町村であることという「主語」のもと、ビジョンをもって進めていかなければならない。**

例：介護保険事業計画

市の計画と逆転現象が起きてくる

定員を増やさなければならないのに



行政と社会福祉法人の福祉サービス提供という共生社会を共有・構築することが急務

湯沢市内には、様々な課題を抱えて
いらっしゃる方々がおります。

地域住民の困ったが解決できる、社会との
つながりをつくる**社会資源**として、社会福祉法人
雄勝なごみ会が行っている**社会貢献**の一例

(秋田県内では唯一)の「**無料低額宿泊所**」

入居理由及び退居の状況(概況) 桜おかだ互助ハウス(個室5室)

- 火災により被災した世帯(3人家族) → 借家に入居。
- 独居の高齢者(女性)自宅住める状態にないため入院先から入居 → 養護老人ホーム入居。
- アパートを追い出された高齢女性、生活保護受給、要介護1 → 養護老人ホーム入居。
- 成人した子二人を抱えた女性、道の駅で車上生活(借金を重ねて実家から追い出される) → 家計支援を受けアパートに転居。子は、パニック障がい、若干の発達障がいを持つ。
- 高齢男性、妻の入院のため入居 → 妻の退院と子夫婦の支援で自宅に戻る。
- 夫の虐待の恐れがあり高校生の子と一緒にシェルターとして入居(警察も介入) → 秋にアパート入居
《湯沢市は、母子生活支援施設を廃止したため、このようなDVの方々の行き場がなくなったため。》
- アパートからの立退きで住まいを失った高齢者(要介護1) → 市営住宅に転居。生活保護受給。
- アパートからの立退きで住まいを失った高齢者(要支援2) → 入居中、救急外来受診から入院、その後死亡となる。
- 精神疾患を抱える長女と二人暮らし、争いが絶えず冷却期間のため入居 → 2週間利用後自宅アパートに戻る。
- 知的障がいを持つ20代女性、父親と二人暮らし。父親から経済的虐待あり、市役所・警察介入でシェルターとして入居 → ○○市の障害者グループホームに入居
- 長女と長女の子(0歳)を連れた女性、自宅の蛇駆除のため3名で入居 → 駆除終了し、自宅へ戻る。
- 社会的入院の高齢女性(要支援1)、自宅解体し、ケアハウス入居待ちで入居 → ケアハウス入居となる。
- 高齢夫婦の妻が入院のため、夫が一時的な利用。 → 妻退院後、自宅に戻る。
- 夫が精神を病み、家庭虐待で妻がシェルターとして利用。 → 妻自ら夫を受診支援し、改善により自宅に戻る。
- 要介護非該当で老健施設退所の女性、独居となるため、養護老人ホーム入居まで利用。 → 養護老人ホーム
- 長男夫婦と同居の父親が、長男(身体障害者)を介護していた妻が入院。長男も介護者不在で同時に入院。父親は独居困難で入居。 → 長男妻の退院により自宅に戻る。

入居理由及び退居の状況(概況) (サン・グリーンゆざわ互助ハウス5室)

- 火災により被災した世帯(3人家族) → 復旧した新築の住居に戻る。
- 火災により被災した世帯(2人家族) → 仮住まいとしてアパートに入居する。
- 県外から戻っても帰る家族、自宅がなく、住居に窮した若者 → 就職先が決まりアパートに転居。
- 家出し駅のトイレを占拠し保護された女性 → 精神科入院後、福祉サービスに繋がる。
- 住まいが無く、道の駅で保護された若者 → 生活保護班の就労指導でアパートに転居。
- 負債を抱えアパートを追い出された親子世帯
→ 親は負債整理の途中。子は発達障がいの診断あり、就労支援事業所へ通勤。
- アパートからの立退きで住まいを失った高齢者 → 市営住宅に転居。生活保護受給。
- 酔余の上、警察署に留置保護されたアルコール依存の方 → 緊急入居。医療保護入院へ。
- 事業の倒産により5年間の車上生活を送った高齢男性 → 生活保護受給し、アパートに転居。
- 県外から実家に戻ったが実家が住める状況ではなかった身体障害者手帳を所持する男性
→ 実弟がアパートを確保。基幹相談支援センターの相談支援で福祉サービス利用。
- 積雪で自宅の屋根倒壊による8050母子世帯の娘、緊急入居 → 母親は骨が見えるほどの褥瘡が8ヶ所あり入院。娘は妄想性障害の疑いで精神治療が必要。生活保護受給後、精神科病院入院。母親は退院後、老人保健施設入所。
- 冬期間の自宅での生活に不安がある高齢者(3名) → 11月~4月までの入居。
- 父親と息子(統合失調症)の2人世帯。父親急逝により、独居困難と住居老朽により入居。
→ 手帳と生保を申請し、手帳取得後GH入居。

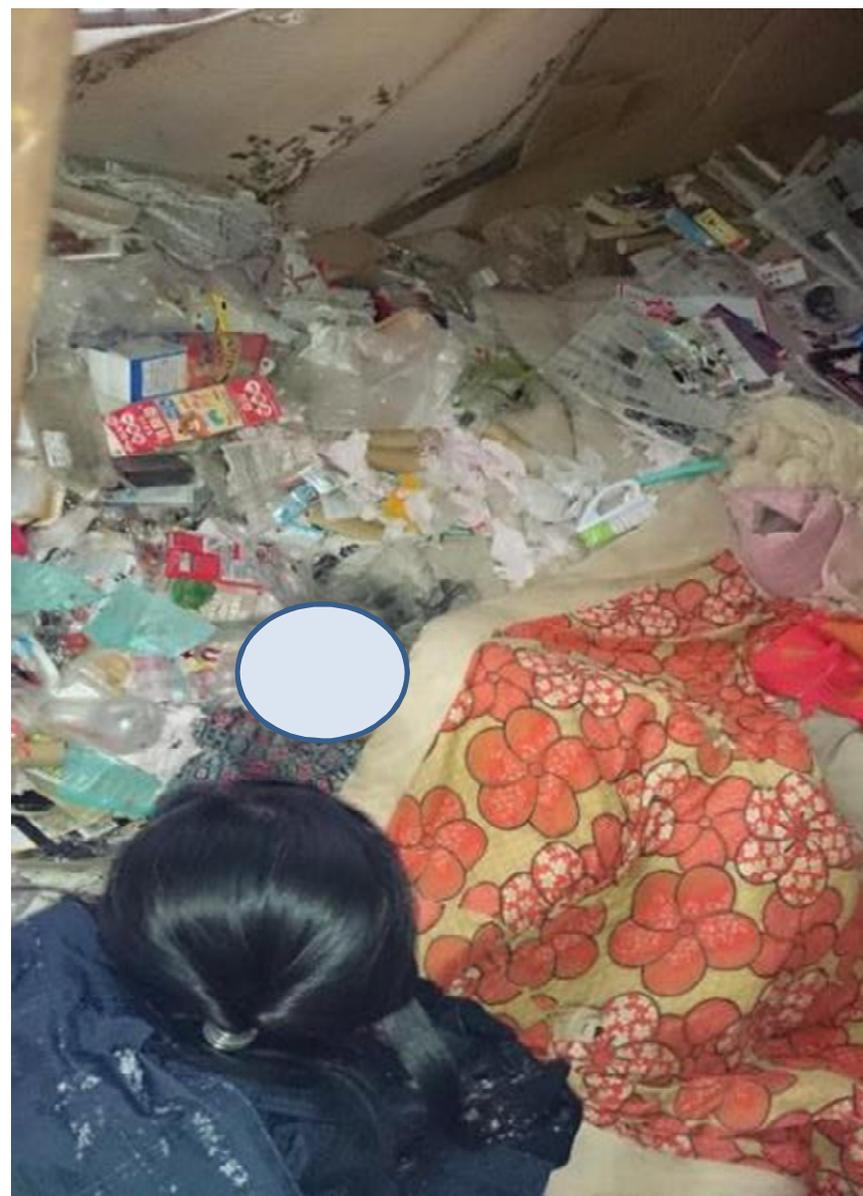
秋田保護観察所から、刑余者の地域生活定着促進事業の契約施設でもある。

湯沢市内のこのような地域生活課題を抱えた方々は、無料低額宿泊所がなかったら、どうなっていたでしょうか。

1. 警察署の安否確認と入室了解



2. 母親の部屋と保健師の対応



3. ガスはなく、カセットコンロのボンベも空



※かなりの間、調理はしていない様子

4. 暖房は機能していない。ゴミ屋敷



5. 救急隊とレスキュー隊の連携・搬送



下屋が倒壊し、玄関に雪が入ったため、1階から入れない。

母屋の屋根もV字になってきており、危険家屋。

救急隊から、紙おむつと毛布の要請があった。相談支援包括化推進会議に出席していた、高齢者生活支援施設が一番近場にあったので、急遽お願いして、持参していただいた。

救急隊が母親を搬送しやすくするため、レスキュー隊が2階窓を外し、ハシゴを搬送用の「橋」にして、搬送する様子。奥がレスキュー隊員、手前3人が救急隊員。

「地域共生社会」の取り組みが
市民に共有されなければなりません

「地域共生社会」は、地域において様々な生活課題を抱えている方が、孤立することなく、同じ地域住民として、共に生きることができる社会をいいます。

住民の健康と安心・安全な暮らしを自主的かつ総合的に実施することとされている自治体にとって、孤独・孤立対策やひきこもり、生活困窮、自殺対策など、現代社会における複雑化・複合化した地域生活課題を抱えられている方に対して、今までのような縦割りの意識や制度の対象者のみに着目した解決を図っていくことに限界があります。そのためには、市役所内及び相談支援従事者等が包括的に連携する多機関連携体制が求められています。

ここでは、包括的支援体制を構築するために「地域共生社会」に至った背景とその実現に向けた各種関連施策についてお話しさせていただきます。

地域共生社会とは、「気づき」と「つながる」社会

地域共生社会では、①「断らない相談」、②「人と人とのつながりづくり」、③「地域づくりによる包括的な支援の構築」の3つの視点を掲げています

皆様にとって、複雑化・複合化した地域生活課題※を抱えられている方に対して、この視点を具現化する制度を地域の実情に応じて、柔軟に創造し、活用することにより、同じ地域に暮らす方々が、同じ地域で暮らす「地域生活課題」を抱えた方に対し、相互にサポートできる体制をつくる必要があります。そのためには、地域の様々な関係機関、団体等が支援ネットワーク体制を構築し、様々な生活上の課題を抱えていらっしゃる方に「気づき」、市役所や身近な相談支援機関に「つながる」ことで、問題が深刻になる前に解決に向かうことができる、安心な地域共生社会の構築ができると考えています。

※地域生活課題：水道料金の滞納、電気料金の滞納、電話料金の滞納、家賃滞納、給食費の滞納、保育料の滞納、親のうつ病でヤングケアラー、いじめによる不登校、8050世帯、派遣切りで次の仕事が無い、パワハラ・セクハラでひきこもり、DV、などなどなど

「地域共生社会」の実現に向けて
社会福祉法を改正することになった
背景について

お話しする項目

1. そのきっかけづくりとなった生活困窮者自立支援法について
2. 地域共生社会の実現に向けた制度としての重層的支援体制整備事業について
3. 多機関連携が最も求められる自殺対策、孤独・孤立対策、ひきこもり対策について
～この根底にあるのは、生活困窮～
4. 地域住民の相談に携わる相談員のみなさまへ

国は「地域共生社会」の実現に向けた
法律改正と制度を展開し始めた

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

社会福祉法を改正し、地域共生社会に向けた法的整備を図りました。

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 **地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。(新たに追加)**

2 **地域住民**、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「**地域住民等**」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、**地域福祉の推進に務めなければならない。**

3 **地域住民等は**、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「**地域生活課題**」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

1. 生活困窮者自立支援法について

遅々として進まない
包括的支援体制を構築するために
地域共生社会が誕生しました。
そのきっかけは、「生活困窮者自立支援法」

(1) 生活困窮者自立支援法に
込められた精神(想い)

今までの社会保障制度の壁

- 国民の生活を個別の制度で支えてきた。
- 個別の制度ごとに、対象者の基準を設けた。
- 対象者の基準を設けることで、税の再配分という中立性を図った。

➤人を現金給付や現物給付で救済することが社会保障と考えられてきました。しかし、これらの給付の対象にならない人、つまり制度の対象にならない人たちは、社会的に孤立していきました。



**制度の狭間で社会的に孤立する人が増え、
生活に困窮する人も、自死する人も**



生活困窮者自立支援法（2015年4月施行）は、
今までの対象者の基準を設けてきた制度設計を改め、すべての
「困った」を聴く制度にした。



その法に込めたキーワードは

生活困窮者自立支援制度の一つ目の基本的ポイント

1. 断らない相談(対象者を限定しない:対象者の基準を設けない)

今までの社会保障制度は、すべて制度ごとに対象者を設け、税の中立公平な再配分を基調とした対象者の基準がありました。

例:介護保険制度は、「要介護認定基準」、障害者総合支援制度は、「障害支援区分基準」など。

しかし、この基準に該当しないと制度の対象とならず相談は断られた。

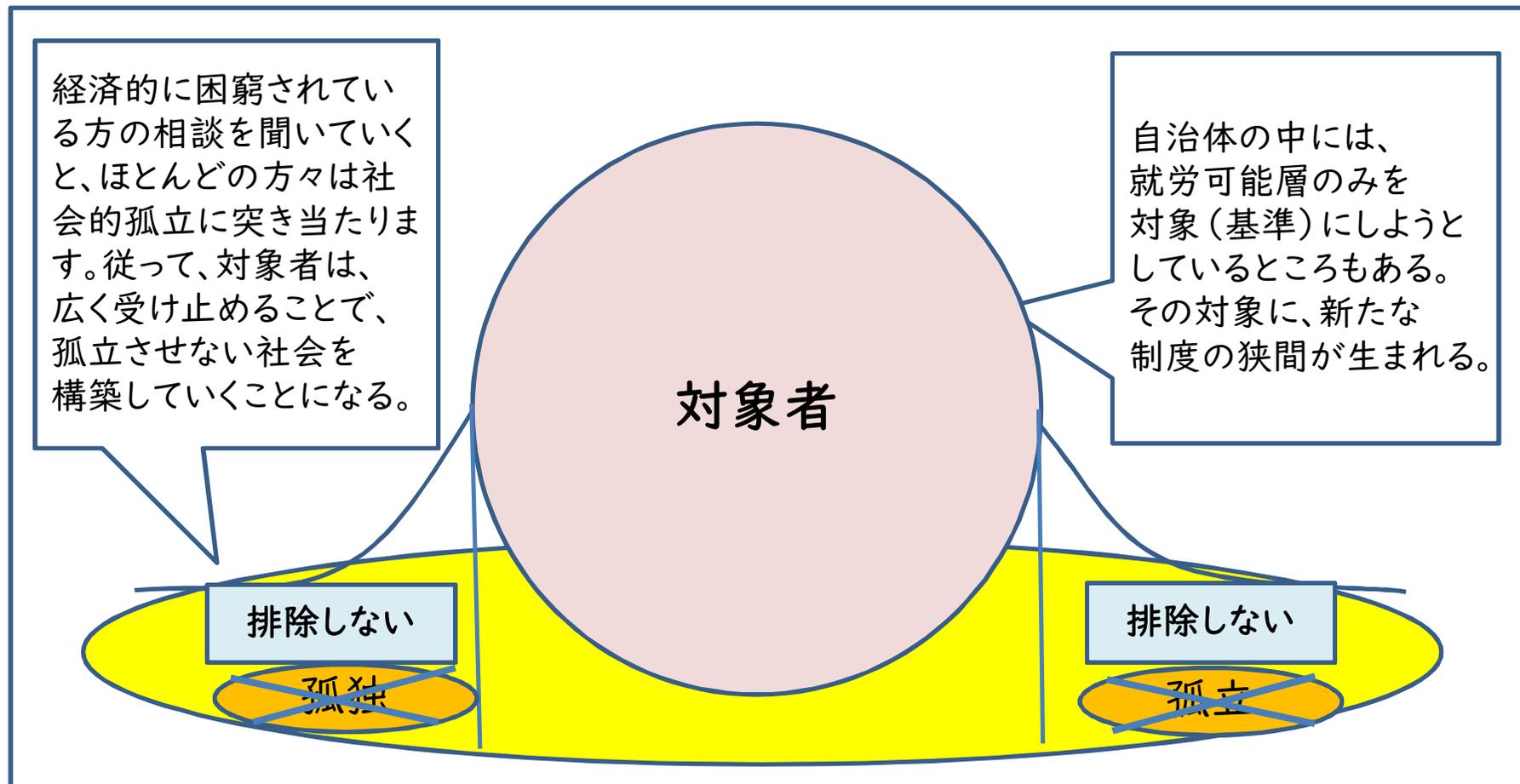
断られた方々は、制度の狭間の人となり、
「相談」することから距離をおき、次第にひきこもることになる。

ひきこもり、孤独・孤立、希死念慮・自殺企図 など

このような背景から対象者の基準を設けず、「断らない相談」を制度にした。
⇒ 内容によって、孤独・孤立対策、自殺対策担当につなぎ、連携支援!

「断らない相談」は、地域共生社会のキーワード

制度の狭間をつくらない。地域社会から孤立させない



制度の対象にならない人は、地域社会から孤立していたという現実が浮き彫りになった。地域社会とのつながりも途絶えている。

生活困窮者自立支援制度の二つ目の基本的ポイント

2. つながりづくり・つながり直し(孤立させない)

生活に困窮されている方は、ひきこもり、孤独・孤立傾向にある。

➤相談窓口に来られる人は、ほんの一部。来られない人への支援方策が重要
(声なき声が届き、訪問につながることで、地域社会とつながる機会に)

➤「アウトリーチ(訪問型)」による「地域とのつながり」

制度でカバーできない人は、

地域の「つながり」と「支えあい(互助)」の再生(つながり直し)が必要。

【人を人が支援する社会】

➤【支援された人は、いつか、支援する側に回るもの】地域社会とのつながりの回復(地域の社会資源への関わり(参加)のきっかけづくり)

多機関によるアウトリーチ(訪問型)によって地域社会との「つながり」と「参加」をつくる制度

話をしっかり聴いてくれるところに結びつく安心感

「つながり」による「多機関協働」「参加支援」は、地域共生社会のキーワード

ひきこもりから居場所支援・サロンが社会性の場づくり



社会への参加

例) 16歳(高校中退)から5年間ひきこもっていた人が、21歳で、NPOが行っている「子どもの学習・生活支援事業(居場所)」に参加するようになり、6か月後には、後から利用するようになった方へコーヒーなどを出す**役割**にまわり、話しかけるようになる。

支援される側から、支援する側になる。更に、社会とのつながりの場にもなる。

【自分の役割が見いだせる:主体性発見】→《自己有用感、自己肯定感》

支えられた人は、必ずや、支える人になる

「働いてみようかな」と思うきっかけができ始めることも
「自分自身で自分自身のことを決める」ことは、自分が「どう生きたいか」を決めること

生活困窮者自立支援制度の三つ目の基本的ポイント

3. 地域づくり(必ず「つながる」地域支援体制づくり)

○地域づくりは、自治体が主体的に係わらなければならない。

1. 地域づくりの一つ目は

⇒ **制度が自治体内で生かされる体制**を構築しなければならない。

そのためには、地域の住民や団体・機関に、制度の内容が伝わり、その制度が生かされる体制づくりが構築されること。《**制度が住民に行き届く体制づくり**》

保護司制度、人権擁護委員制度、行政相談員制度が生かされるように!

2. 地域づくりの二つ目は

⇒ 地域生活課題に気づき、つながる支援体制が構築されること。

○地域づくりで重要なものに、サロンなどの居場所づくりなどを設置し、担ってくれる機関や団体の育成支援による社会資源ツールづくりなどもあります。

地域づくりは、自治体が「協議の場」を作らなければ、地域づくりは一步も進まない。法律や制度をつくっても、その制度を動かすエンジン(体制)を自治体はどうつくるかが重要です。

➤しかし、市民は、自治体任せにせず、それぞれの専門領域の意見・提案を出し、地域づくりを協働で行っていく必要があります。そのためにも、自治体は、協議の場をどのように工夫するかが問われます。

「地域づくり」は、地域共生社会のキーワード

2. 重層的支援体制整備事業について

生活困窮者自立支援制度の3つのポイントである

①断らない相談

②つながりづくり・つながり直し(孤立させない)

③地域づくり

は、今までの縦割り制度を改めるきっかけとなり、地域共生社会の実現に向けた制度としての重層的支援体制整備事業の創設につながりました。

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ～Ⅲ)の支援を一体的に実施)

Ⅰ 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

Ⅱ 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
- (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

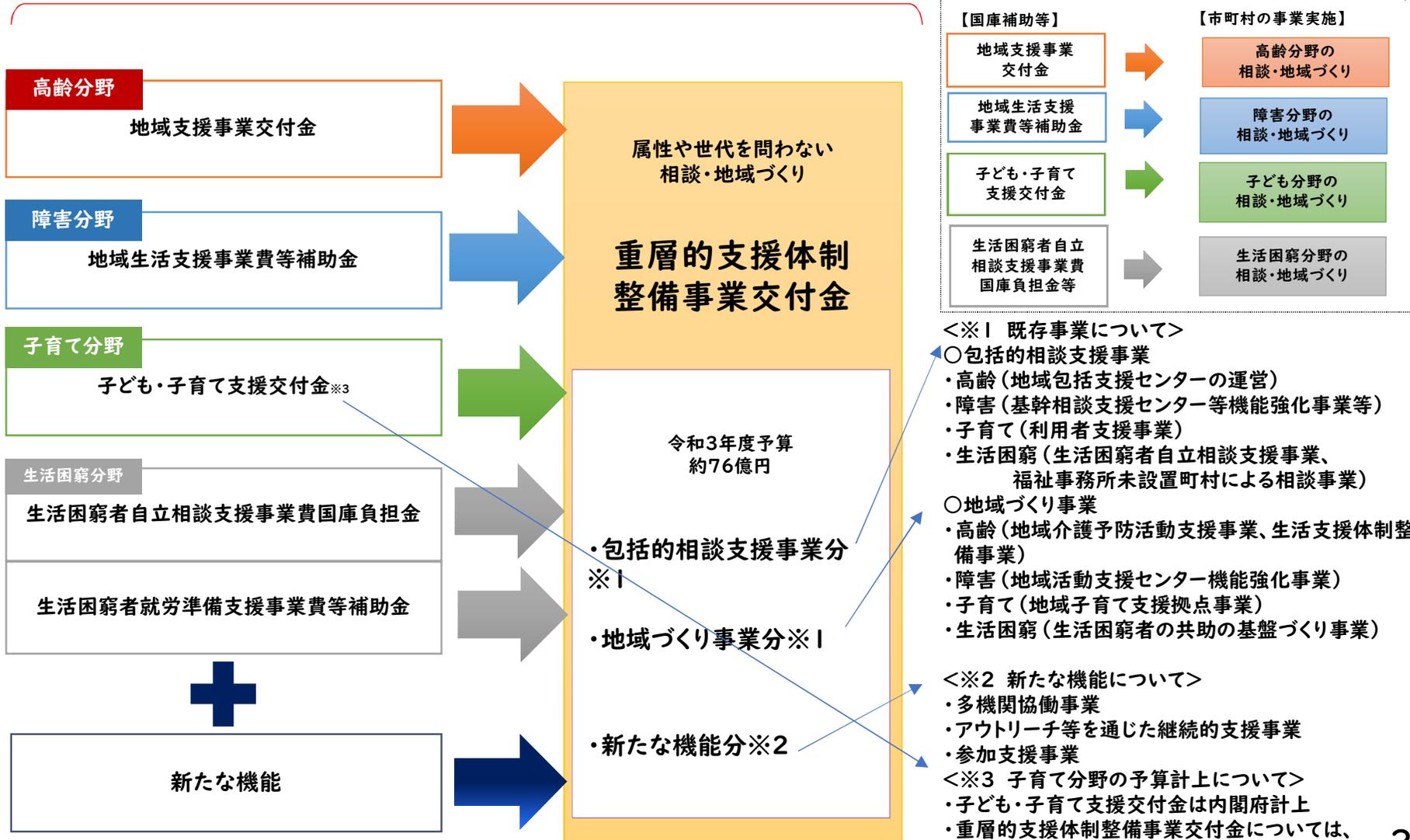
重層的支援体制整備事業のなかで
中心的に機能が求められる
「支援会議」と「重層的支援会議」に
ついてお話しさせていただきます。

(令和3年度予算) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業 ※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能 ※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業(実施は市町村の任意)

(参考: 現行の仕組み)



重層事業と自殺対策、孤独・孤立対策等の他制度との関連

この交付金は、当該事業の趣旨に鑑み、地域生活課題を抱える全ての地域住民を対象として交付されるものであることから、実施市町村においては、各法に基づく事業を行なう支援関係機関が、各法の定める対象者以外の者を支援した場合でも、交付金の目的外使用とはならない。

《※各法とは、高齢・障害・子育て・生活困窮に関する法律をいう。》

また、地域住民やその世帯が抱える地域生活課題に対応していくためには、社会福祉分野等の専門職が中心となって、保健医療、福祉、子ども・子育て支援、労働、教育、司法、消費者相談、若者支援、年金制度、自殺対策、権利擁護、再犯防止等の多職種や多機関が必要に応じて柔軟に連携する体制を整備することが求められる。

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月12日）より抜粋

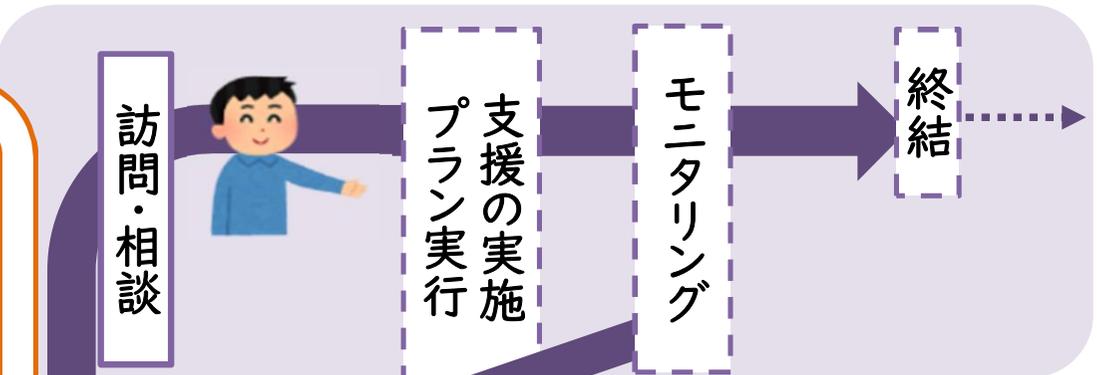
重層事業では、「再犯防止」「自殺対策」「ひきこもり」「孤独・孤立対策」等も交付金の目的外使用にはならず、多職種・多機関が柔軟に連携する体制づくりが求められています。

この「多職種・多機関が柔軟に連携する体制づくり」を可能にするためには、グリップを握る人又は課を明確にする必要があります。

① 包括的相談支援事業

- 相談の受け止め
- ・ 地域包括支援センター
 - ・ 基幹相談支援センター
 - ・ 利用者支援事業の実施機関、母子健康包括センター
 - ・ 生活困窮者自立相談支援機関

④ アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業



複雑化・複合化した事例

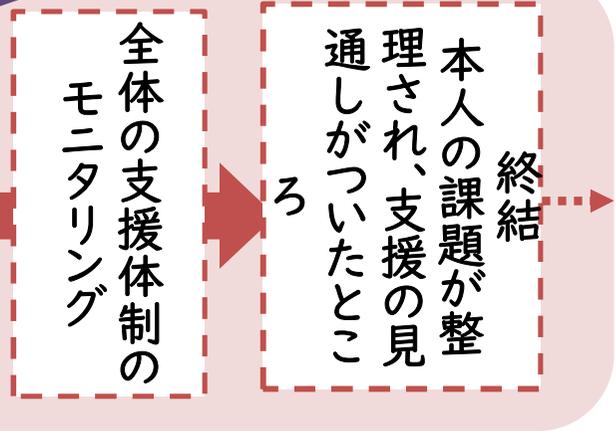
② 多機関協働事業

課題が複雑化・複合化した事例等に関して、関係者や関係機関の役割を整理、支援の方向性を示す



③ 重層的支援会議

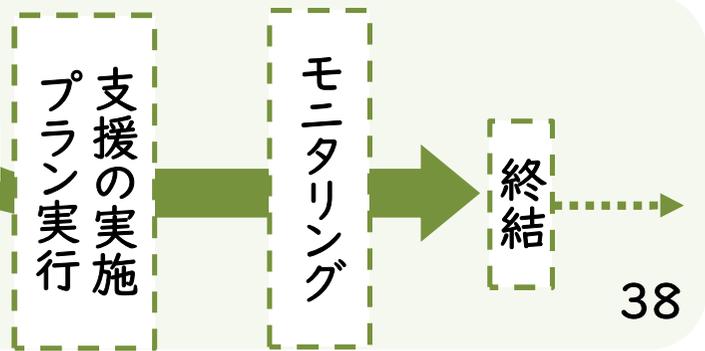
- ・ プランの適切性の協議
- ・ 支援の方向性の共有などを実施
- ・ 各支援機関の役割分担



⑤ 参加支援事業

本人のニーズを丁寧にアセスメントしたうえで、社会とのつながりを作るための支援を行う。

<狭間のニーズへの対応の具体例>
就労支援 見守り等居住支援



支援会議【社会福祉法第106条の6】《法定会議》

本人同意不要

「支援会議」は、重層事業を実施していることが前提になります。重層事業を効果的に実施するために、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関間等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。このため、重層事業実施市町村は支援関係機関等により構成された会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を設置することができることとしています。

この規定に違反して秘密を洩らした場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。(社会福祉法第159条第1項第2号)

実施市町村は、「支援会議設置要綱」などを制定して、会議を開催することになります。

(法第106条の6第6項)

「支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。」

この「支援会議」を設置することで、本人同意が得られていない場合であっても、ご本人(又は、ご家族)に関する関係機関間での情報共有が可能になりました。

移行準備支援事業自治体は、「支援会議」を設置できませんが、地域生活課題の多くは、生活困窮及びその周辺の課題が多いことから、生活困窮者自立支援法の支援会議を用いることをお勧めします。

重層的支援会議（多機関協働事業）

本人同意必要

【社会福祉法第106条の4第2項第5号】《法定会議ではない》

重層的支援会議は、法定会議ではないので、本人同意が得られたもとで行われる、多機関協働事業における会議体です。

重層的支援会議の特徴：

- ①個別の支援として、ひとつの支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の解決が急務であり、重層的支援会議における支援関係機関との情報共有を基にした議論を踏まえて支援関係機関間の支援の方向性（方針）や役割分担の調整を図ること。
- ②この方針や役割分担を策定し、支援関係機関間の支援に向けた意識の共有を図ること。
- ③当該役割分担による支援の進捗状況を重層的支援会議において把握（モニタリング）し、助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、多機関協働による継続的な寄り添い型支援の実施が図られること。
- ④このことが、自治体における庁内連携に資すること。

移行準備市町村は、「重層的支援体制整備事業」を行っていないので、現在行っている名称の会議を使用することになります。参考に、他では「多機関支援会議」・「ケース連携検討会議」など様々です。

重層的支援体制整備事業実施市町村は、「重層的支援会議設置要綱」などを制定して、会議のルールを設けて開催することが望めます。（自治体によっては、「支援会議及び重層的支援会議設置要綱」と一本化している例もあります。）

「重層的支援会議」は、法律に規定された法定会議ではありません。「重層的支援会議」の詳細については、「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和3年6月15日厚労省局長通知）の別添4、キ、「重層的支援会議」をご参照ください。

重層的支援会議の例

地域住民の困った(地域生活課題)が受け止められ、解決できる体制

「多機関支援員(以下「支援員」)」
と「重層的支援会議」の位置づけ

断らない相談

- 各相談支援機関から困難ケースの説明を受け、受付の適否判断
- 困難ケースでない場合は、その場でアドバイス



受理

- 重層的支援会議(以下「会議」)に提出できる内容に整理
- 会議前に、関係機関と調整が必要な場合は、法的な根拠も含め調整
- 会議に必要な関係機関の連絡調整
- 会議資料作成



制度の背景をもたない支援員

重層的支援会議

本人の同意に基づく情報共有

多機関協働による情報の共有と役割分担の場

- 支援員は、会議の進行を行う
- 困難ケースの調査整理した内容について、担当者から説明
- 多方面からケース検討(視点にズレなどが生じるような場合は、適切な専門的アドバイスをする)
- 支援員は、ケース検討の内容を整理し、ケースの方針をまとめる⇒**方針に対する役割分担の調整**
- **方針がプランとなり**、役割分担実施後の進捗状況について再度確認



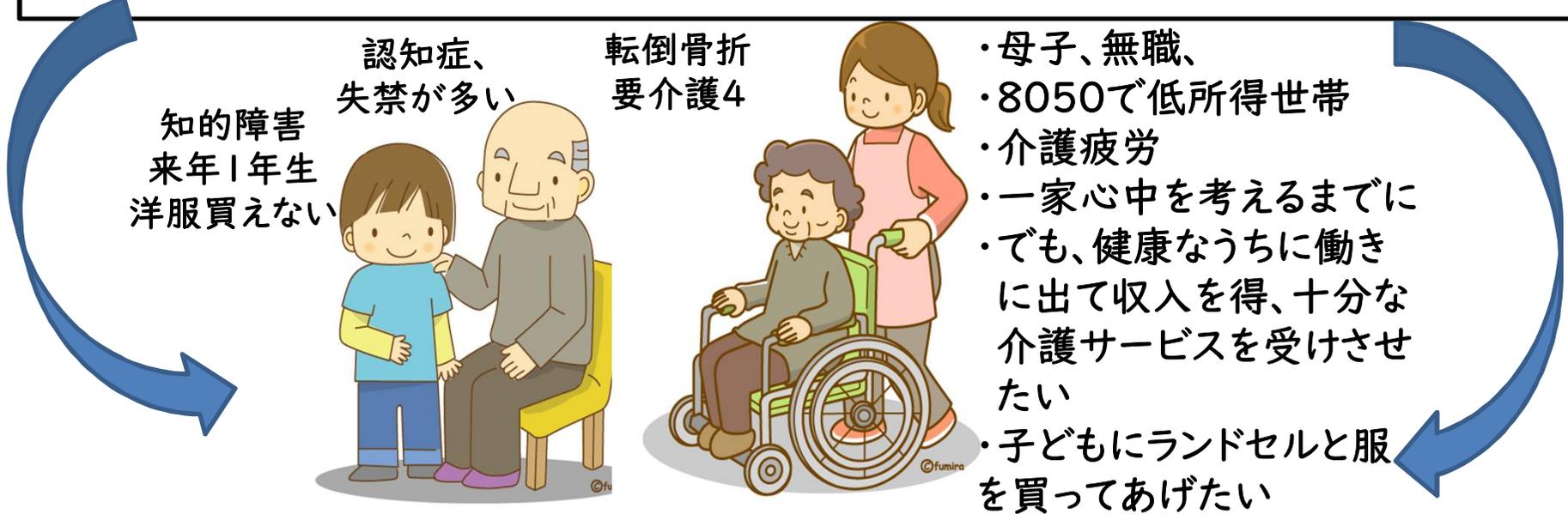
ケースごとに出席者を招集(固定メンバーにしないほうがよい)

支援会議・重層的支援会議を担当する(グリップを握る)多機関支援員を配置することで、重層事業が円滑に推進するようです。

- ・専門職の質が向上する、生きた研修の場
- ・庁内連携の具体的な構築に

本日のテーマであります重層的支援体制整備事業は、生活困窮や自殺対策、孤独・孤立対策、8050問題、就労問題、介護疲労、教育問題など、一人の人間又は一つの世帯には、**対象となる要因(問題)が複雑化・複合化している現状を踏まえる必要と**、それに対して、制度等の壁を越えて、多機関協働で一体的に対応できる制度として誕生した。

高齢者担当 介護保険法	障害者担当 障害者総合支援法	児童担当 児童福祉法 特別児童扶養手当法	生活困窮担当 生活保護法 生活困窮者自立支援法	自殺対策担当 自殺対策基本法	就学援助担当 学校教育法	求職者担当 特定求職者支援法
地域包括支援センター、地域福祉課、障害福祉課、児童福祉課、保護課、健康対策課、基幹相談支援センター、社協、自立相談支援機関、ハローワーク、教育委員会、フードバンク、子ども学習支援事業、放課後等デイサービス事業、						

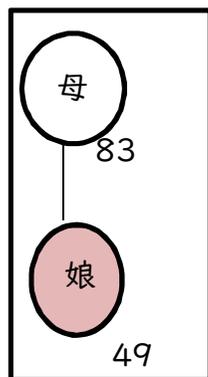


このケースに係わることが想定される機関・団体を招集できるのが**多機関支援員(仮称)**

事例紹介

支援会議（社会福祉法第106条の6）と
重層的支援会議の両方を活用した事例

市営住宅から退居通知された障害者



市営住宅の契約者である母親が介護老人福祉施設へ入所が決まったので、同居している娘さんは、入居を継承できないので退居してほしい。

(市営住宅課)

母親担当のヘルパーさんから、娘さんが悲観し、孤独感をもち、孤立状態になっており、自殺したいと言っていることをケアマネに相談があり、地域包括支援センター（以下「包括」）につながり、包括は自殺対策担当の保健師に相談した。

(市営住宅課、ケアマネ、包括、保健師)

保健師は、市営住宅課に掛け合ったが法律上無理とのこと。一人で抱え込んでいたところ、ケアマネから聞いたとのこと、多機関支援員が保健師の元へ。自殺念慮が伺えるので、早急に娘さんに係わりのある方々にお集まりいただき、法定の「支援会議」というものがある。個人の同意がなくても情報共有できるので、どうですかと相談されたので、課長の了解のもと支援会議に課長と同席することに。

(保健師、課長、多機関支援員、)

支援会議

市営住宅から退居通知された障害者に係わる「支援会議」

多機関支援員が、支援会議について説明し、守秘義務について確認。保健師からケースについて説明があり、その後、市営住宅担当から公営住宅法について説明。ケアマネからは、娘さんの近状が報告。「ここを出されたら、お金もないし、行くところがない。死にたい。」と面会する度に訴える。

(市営住宅課、保健師、課長、ケアマネ、担当地区民生委員、精神科病院MSW)

●情報共有

・市営住宅担当：市営住宅は公営住宅法に基づき運用されている。母親は、単身高齢世帯で低所得であったため入居できた。娘さんとの同居は確認していなかった。娘さんが障害者で低所得であれば継承は可能。

・ケアマネ：母親の施設入所は決まり、訪問する度に「ここを出されたら、お金もないし、行くところがない。死にたい。」と訴える。

・MSW：娘さんは、不安神経症（パニック障害）で通院歴があったが、経済的理由でここ数年通院していない。精神障害者であり、治療が必要な方である。

・民生委員：娘さんは以前縫製工場で働いていたが、5年以上前から会社には行っておらず、母親の年金を頼っていて、母親が困っていた。(8050世帯)

●支援会議のまとめ

○市営住宅担当の説明から、障害者で低所得であれば母親から継承して市営住宅入居可能となるとのこと。(精神に障害を抱えている)

○娘さんは、働いておらず、経済的理由で通院もしていない。(低所得者)

○ご本人の同意を得て、重層的支援会議で具体的支援に入りたい。

○関係の深いケアマネが娘さんから同意を得る役割となる。(入居可能性の説明)

市営住宅から退居通知された障害者に係わる「重層的支援会議」

※ケアマネから娘さんの同意が得られたと連絡が入る。
多機関支援員は、重層的支援会議を招集。(支援会議時に重層的支援会議について説明済み)

(市営住宅課、保健師、課長、ケアマネ、担当地区民生委員、精神科病院MSW、
基幹相談支援センター、障害福祉課、生活保護課)

●重層的支援会議➤(事前に多機関支援員から証明書類等の依頼あり)

○支援会議における情報共有事項について報告(このことから支援の方針と役割分担)

①MSW:精神に障害があることを証する診断書の提供(事前打ち合わせで持参)

②ケアマネ:低所得者であることを証する課税証明(母親入所に伴う資料として税務課
に同行し課税証明発行済み)

③市営住宅課:入居継承の法的根拠について確認。

④基幹相談支援センター:障害基礎年金申請手続きについて、MSWと連携して行う。
また、障害福祉サービスについて検討する。

●重層的支援会議のまとめ

○市営住宅入居継承が可能となった。【市営住宅課】

○障害基礎年金該当になるまで、生活保護申請。【生活保護課】

○障害福祉サービスの支援【基幹相談支援センター】

○生活相談支援【保健師・民生委員・基幹相談支援センター】

終結

●市営住宅課の感想

○市営住宅入居者の退居決定に関し、自殺念慮というものに初めて気づき、多機関
協働による支援会議・重層的支援会議の有効性に驚いた。庁内連携を活用したい。

3. 多機関連携が最も求められる自殺対策、
孤独・孤立対策、ひきこもりについて
～この根底にあるのは、生活困窮～

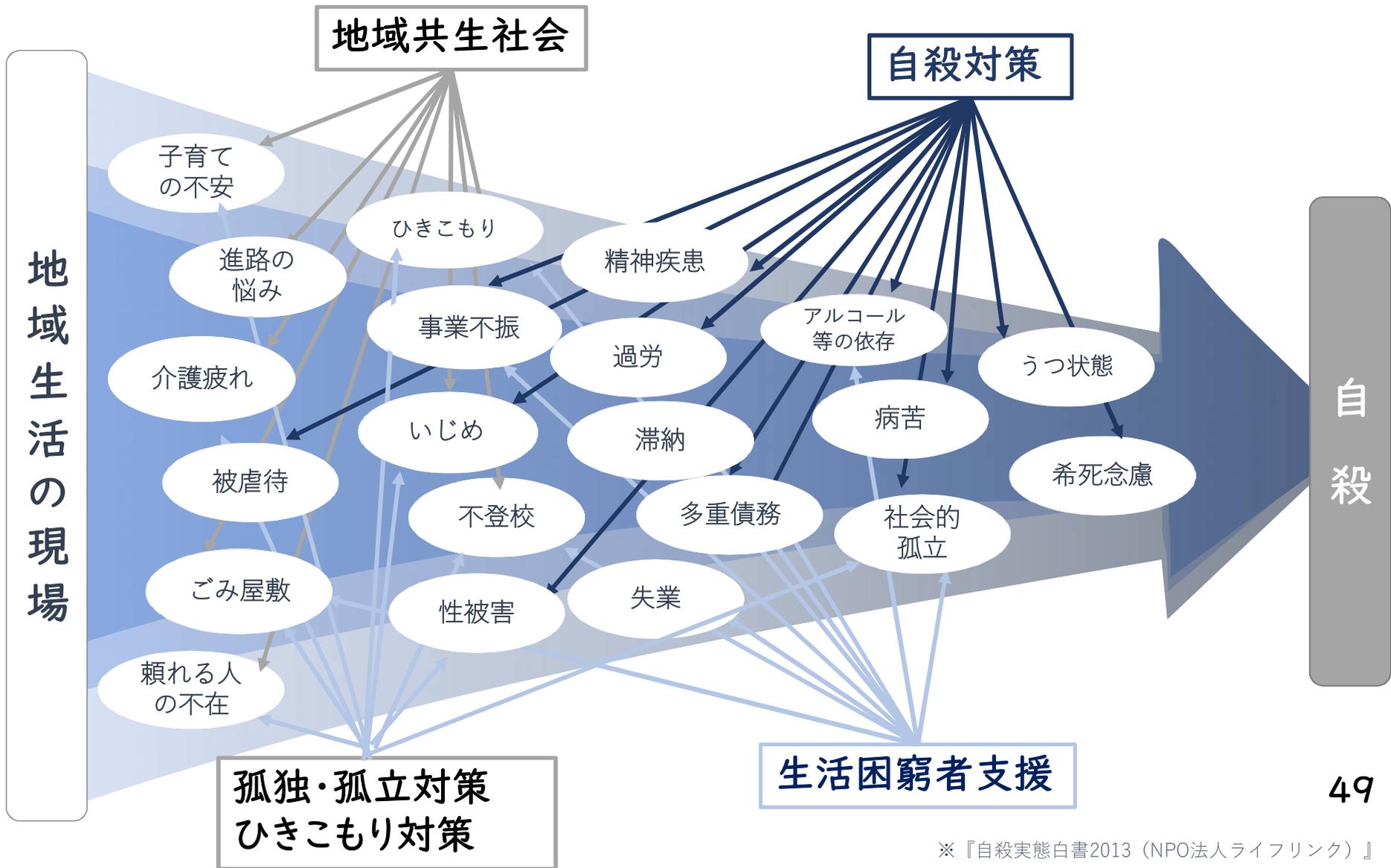
自殺対策、孤独・孤立対策、ひきこもりと 連携が求められる庁内連携・多機関連携

生活困窮に至る一つの例として、
リストラや失業は、その先に生活費の問題（「生活困窮」）が発生します。それに付随して、家賃の未払いによる住居の問題が発生し、次に税金に加え水道料金等のライフラインの滞納の問題が発生し、督促に耐えられず、消費者金融から借金し、債務不履行になり、追い詰められた末に自殺企図。

これは独身の方ですが、家族や子どもがいたらもっと深刻です。

生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮した人たちに対し生きるための包括的支援として、生活困窮者自立相談支援機関が行政の庁内連携の協力に加え、複数の専門職や関係機関・社会資源等の多機関と連携し、生活困窮の現状を解決するものであり、自殺対策、孤独・孤立対策、ひきこもり等の担当者とも密接に関係するものです。

□ 地域共生社会、生活困窮者支援、自殺対策、孤独・孤立対策、ひきこもりの対象となる要因(問題)をみると、重複しているものが多い。重なり合っているから市役所内の関係する制度間の連携や多機関との連携が求められる。



4. 地域住民の相談に携わる相談員の みなさまへ

相談員のみなさまへのお願い

相談を受けるときは、少しでも「なんか、心配だな」「すごく落ち込んで帰られた。大丈夫だろうか」「滞納で困っていると言っていたが、最後に、その他にもと言いかけて帰った。心配だ」などと直感されたら、「命をつなぐ」糸を切らずに、必ず、「あなたの相談の内容については、後日しっかりお話を聴いていただく専門機関の方に行ってもらうよう話をつなげておきますから、ご安心ください。」とお伝えし、重層的支援体制整備事業担当者に伝わる・つなぐ体制が、湯沢市にはできておりますので、ご協力をお願いします。また、再犯防止につきましても、刑余者の地域生活定着促進事業の受託法人がありますので、ご配慮をお願いします。

ご清聴ありがとうございました